

## 2 経過的取扱い

### 【新設】(経過的取扱い…改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の取扱いは令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く。)の保険料及び令和元年10月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る。)の保険料について適用し、それぞれの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、この法令解釈通達による改正前の取扱い並びにこの法令解釈通達による廃止前の昭和54年6月8日付直審4-18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和62年6月16日付直法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年12月16日付直審4-52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成13年8月10日付課審4-100「法人契約の「がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)」の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」及び平成24年4月27日付課法2-5ほか1課共同「法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」の取扱いの例による。

### 【解説】

- 1 本通達においては、令和元年改正通達の取扱いは、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険以外の定期保険又は第三分野保険については、令和元年7月8日以後に新たに契約する保険契約に係る保険料について適用することを明らかにしている。

また、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険については、令和元年10月8日以後に新たに契約する保険契約に係る保険料について、改正後の通達を適用することを明らかにしている。

- 2 解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険の経過的取扱いを定めた趣旨は次のとおりである。

廃止したがん保険通達において定めていた「例外的取扱い」は、保険期間が終身で保険料の払込期間が有期の保険のうち、保険契約の解約等において払戻金のないものについて、保険料の払込の都度、損金算入することを認めるというものであった。この取扱いは、がん保険通達を定めたときに発売されていたがん保険が、払込期間と保険期間(終身)に著しい差異がないという実態であったことを前提に、給与課税の対象とならない保険期間が終身、かつ、保険契約の解約等において払戻金のないがん保険については、保険契約者である納税者の事務負担に配慮し、その支払った保険料の額について、厳格に期間の経過に応じて損金算入を求めなくても、課税所得の適正な期間計算を著しく損なうことがないとの考え方の下に定めたものであった。

令和元年改正通達の意見公募手続に付した改正案においては、定期保険及び第三分野保険に該当する保険商品間の取扱いの統一化を図る観点から、この「例外的取扱い」を存置せず、廃止することとしていた。その背景として、近年、保険料の払込期間を著しく短期間に設定し、かつ、その支払保険料の額が高額なものが、法人経営者向けに販売されている実態があり、このような商品を「例外的取扱い」の対象とすることで、課税所得の適正な期間

計算を損なう結果が生じていたことや、がん保険以外の第三分野保険においては、保険料の払込の都度、損金算入する取扱いを認めておらず、保険商品間の取扱いに差異が生じていたという事情があった。

しかしながら、意見公募手続において、経理処理として定着している「例外的取扱い」が一切認められないこととなれば、保険契約者である納税者の事務負担が過重となる等の意見があったことを踏まえ、保険商品間の取扱いに差異がないことを前提に、改正後の法人税基本通達9-3-5《定期保険及び第三分野保険に係る保険料》の(注)2において、その支払った事業年度の損金の額に算入することを認めるという取扱いを追加している。この追加した内容の周知には一定程度の期間が必要となると考えられたことから、これらの保険の保険料については、上記1の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険以外の定期保険又は第三分野保険に係る保険料の取扱いとは異なる適用関係を設けている。

3 さらに、本通達の後段では、令和元年7月8日前に契約した上記1の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険以外の定期保険又は第三分野保険に係る保険料及び令和元年10月8日前に契約した上記2の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に係る保険料については、令和元年の通達改正前の法人税基本通達の取扱い並びに令和元年改正通達に伴い廃止する前の昭和54年6月8日付直審4-18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和62年6月16日付直法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年12月16日付直審4-52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成13年8月10日付課審4-100「法人契約の「がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)」の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」及び平成24年4月27日付課法2-5ほか1課共同「法人が支払う『がん保険』(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」の各取扱いの例によることを明らかにしている。

4 なお、従前、長期傷害保険(終身保障タイプ)の税務上の取扱いについては、社団法人生命保険協会が行った文書照会に対する国税庁の回答として国税庁ホームページに掲載されている平成18年4月28日付文書回答事例「長期傷害保険(終身保障タイプ)に関する税務上の取扱いについて」によることとして差し支えないとしていたが、上記3の令和元年改正通達に伴い廃止する前の各個別通達の取扱いと同様に、令和元年改正通達の適用日以後の契約に係る長期傷害保険の保険料については改正後の取扱いによることとし、同日前の契約に係る長期傷害保険の保険料については、従前の文書回答事例の取扱いの例によることとなることを、FAQのQ20において示しているので参考とされたい。

また、令和元年改正通達の適用日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険について、その適用日後に契約内容の変更、転換、払済保険への変更、契約の更新及び保険給付のある特約の付加があった場合の適用関係については、FAQのQ13及びQ14において示しているので参考とされたい。

5 連結納税制度においても、同様の通達(連基通(経過的取扱い…改正通達の適用時期))を定めている。